



文部科学省

2019年7月25日(木)  
令和元年度大学質保証フォーラム

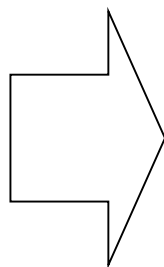
# 我が国の大学等の質保証のあり方について

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室  
室長 石橋 晶

## ○規制改革の動き

## ○中央教育審議会の提言

- ・ 設置認可の在り方の見直し
- ・ 第三者評価制度の導入
- ・ 法令違反状態の大学に対する是正措置



①設置認可の見直し

②認証評価制度の導入

③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入

2040年という時代

2040年頃の社会変化の方向

**Society5.0**

**グローバル化**

**人生100年時代**

**人口減少**

# 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置  
… あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

**設置基準の見直し**

**認証評価制度の充実**

(法令違反等に対する厳格な対応)

# 認証評価結果の取扱いの厳格化について(学校教育法改正関係)

## 【改正事項】

- 認証評価において、大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け(③関係)【第109条第5項】
- 大学等における教育研究水準の向上に関する努力義務(④関係)【第109条第6項】
- 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求(⑤・⑥関係)【第109条第7項】

